

# 安芸高田市 空き家バンクのご案内



安芸高田市  
建設部 住宅政策課

## 空き家バンクとは



安芸高田市における空き家の有効活用を通して、安芸高田市民と都市住民の交流拡大及び定住促進による地域の活性化を図るため、空き家の売却・賃貸を希望する所有者等から申し込みいただいた空き家情報を、市のホームページ等で公開し、市への転入による空き家の利用を希望する方に空き家情報を提供する制度です。

## 安芸高田市に空き家をお持ちの方へ



安芸高田市内に空き家をお持ちで売買又は賃貸をお考えの方は「空き家バンク」へ登録し空き家の有効活用を考えてみませんか？

### (対象者)

- 空き家に係る所有権の売却若しくは賃借を行なうことができる権利を有する方
- 媒介管理や管理契約により住宅の売却、又は賃貸することのできる権利をお持ちの（公社）広島県宅地建物取引業協会又は（公社）全日本不動産協会広島県本部会員の方につきましては、自社で所有されている空き家も登録することができます。

### (対象空き家)

- 安芸高田市に所在する空き家住宅
- 建築後に居住されたことのある住宅で、現在居住していない(近く居住しなくなる予定)住宅

## 申込方法

### 【申込書類】

- ★「空き家情報バンク登録申込書」(様式第1号)

### 【申込先】

安芸高田市建設部住宅政策課

住所：広島県安芸高田市吉田町吉田 791

Tel：(0826) 47-1202 Fax (0826) 47-1206

## 安芸高田市内の空き家を利用したい方へ



安芸高田市内の空き家に定住又は定期的に滞在しようとお考えの方は「空き家バンク」へ登録し、安芸高田市内でのニューライフを考えてみませんか？

### (対象者)

- 空き家に定住し、又は定期的に滞在して、経済・教育・文化・芸術活動等を行なうことにより、地域の活性化に寄与しようとする方。
- 空き家に定住し、又は定期的に滞在して、安芸高田市の自然環境・生活文化に対する理解を深め、よき地域住民として生活しようとする方。

### ※以下のいずれかに該当するときは、データベースの登録を抹消します。

- 空き家の利用が、上記「対象者」の規定に該当しないことになったとき。
- 空き家の利用が、暴力的不法行為を行なう者又はその組織にあると認められたとき。
- 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。
- 申込内容に虚偽があったとき。
- データベースに登録した年度から翌々年度の3月31日を経過したとき。  
(改めて登録申込みを行なうことにより再登録する場合を除く)
- その他市長が適当でないと認めたとき。

## 申込方法

### 【申込書類】

- ★「空き家情報バンク利用希望者登録申込書」(様式第5号)
- ★「誓約書」(様式第6号)
- ★その他必要な書類

### 【申込先】

安芸高田市建設部住宅政策課

住所：広島県安芸高田市吉田町吉田 791

TEL：(0826) 47-1202 Fax (0826) 47-1206

## データベースの内容を変更される方へ

### 空き家の登録をされた方

空き家情報バンク登録決定通知を受けた空き家所有者は、登録事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を市役所建設部住宅政策課まで届出なければなりません。

【届出書類】

★「空き家情報バンク登録（内容変更）申込書」(様式第1号)

### 空き家利用希望者

空き家情報バンク利用希望者登録決定通知を受けた空き家利用者は、登録事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を市役所建設部住宅政策課まで届出なければなりません。

【届出書類】

★「空き家情報バンク利用希望者登録（内容変更）申込書」(様式第5号)

## データベースの登録を抹消される方へ

### 空き家の登録をされた方

空き家に係る所有権その他の権利に異動により、空き家の登録を抹消する必要が生じたときは、遅滞なくその旨を市役所建設部住宅政策課まで届出なければなりません。

【届出書類】

★「空き家情報バンク登録抹消届出書」(様式第3号)

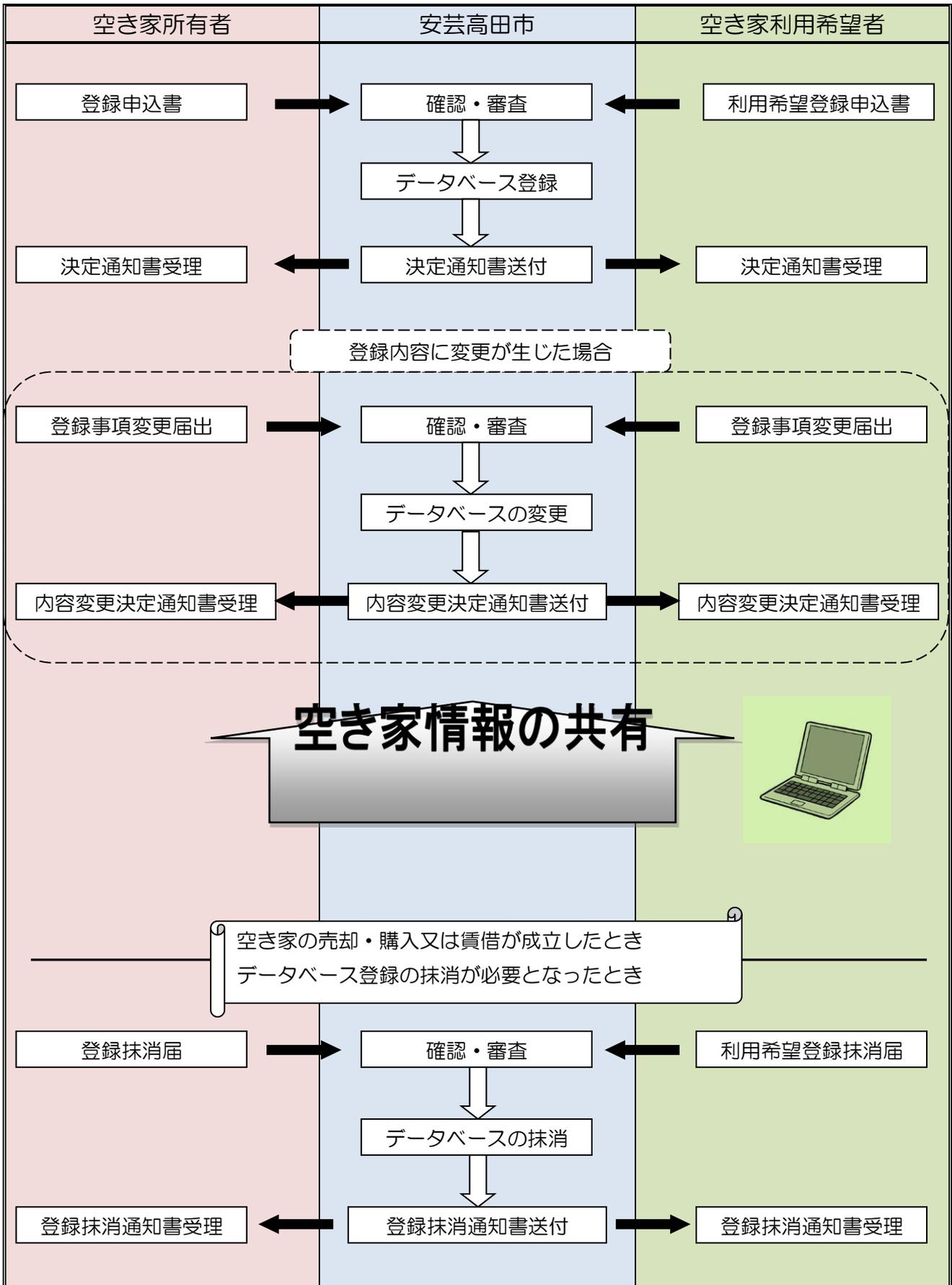
### 空き家利用希望者

空き家情報バンク利用希望者登録決定通知を受けた空き家利用者は、利用希望登録を抹消する必要が生じたときは、遅滞なくその旨を市役所建設部住宅政策課まで届出なければなりません。

【届出書類】

様式は問いません。任意の様式で届出して下さい。

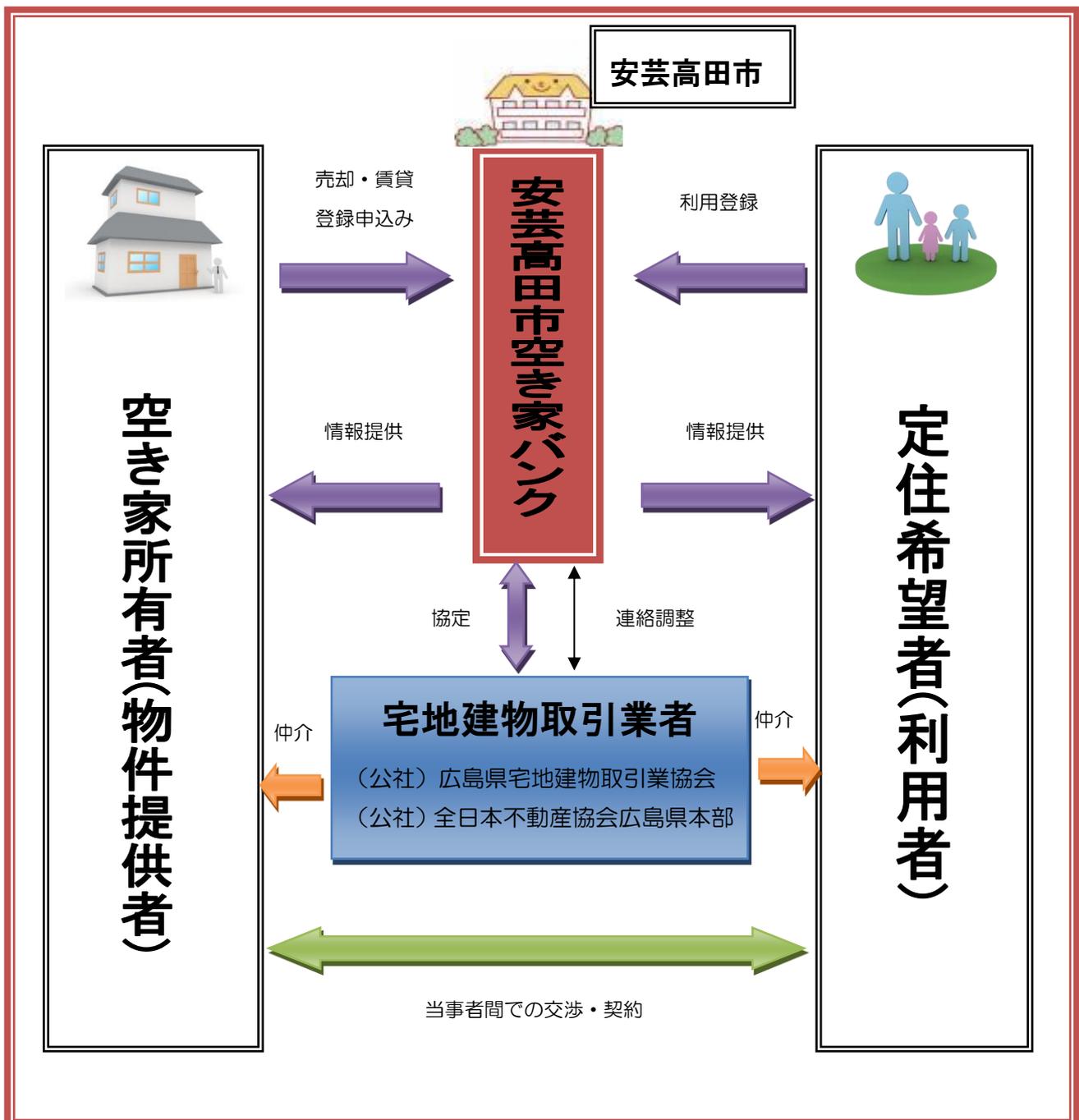
# 安芸高田市空き家情報バンクの流れ



## 空き家の契約・交渉

安芸高田市では、売買・賃借に関する交渉、契約についての媒介は行いません。トラブル防止のため、宅地建物取引業者の方が媒介することをお勧めします。なお、媒介に際しては、宅地建物取引業法の規定に基づく報酬が必要となります。

空き家物件によっては、安芸高田市と協定を締結している（公社）広島県宅地建物取引業協会又は（公社）全日本不動産協会広島県本部に登録されている会員の空き家物件もあります。この物件については、指定された業者の媒介により交渉、契約を進めてください。



## 空き家の改修を検討されている方へ(補助金のご案内)

「空き家情報バンク」に登録された空き家所有者又は空き家利用希望者が、住宅改修する際には補助金制度がありますのでご活用ください。

# 空き家改修事業補助金制度

## 目的

空き家の有効活用による定住促進と地域経済の活性化を図るため、安芸高田市への定住を目的に空き家の改修を行う場合に市が予算の範囲内において補助金を交付します。

## 対象者

- 1 安芸高田市空き家情報バンクに登録されている市外の空き家利用希望者又は、空き家情報バンクに登録されている空き家所有者
- 2 Uターンにより定住する空き家所有者（空き家バンク非登録で可）
- 3 市税の滞納のない方
- 4 暴力団員でない方

## 補助対象住宅

安芸高田市空き家情報バンクに登録されている空き家で、次のいずれにも該当する住宅

- (1) 空き家利用者と空き家所有者との間で売買又は賃貸借に関する契約を締結していること。(賃貸借に関する契約を締結している場合は、所有者の承諾を得ていること) ただし、自己所有者の場合は不要とする。
- (2) 空き家の改修工事を施工する業者が、安芸高田市内の建築業者であること。
- (3) 補助金交付決定後工事に着手し、かつ、当該年度の3月末までに完了するもの。

## 補助金額

- ◆補助率 空き家改修費用の2分の1
- ◆補助金の上限 100万円（1物件当たり）

	項 目	補 助 額
基本額	転入者の世帯	50万円
加算額	婚活世帯又は転入者の子育て世帯	30万円
加算額	子ども1人当たり 10万円	限度額 20万円



【お問い合わせ先】

〒731-0592

広島県安芸高田市吉田町吉田 791

安芸高田市 建設部 住宅政策課

TEL (0826) 47-1202

FAX (0826) 47-1206

E-mail : [jyuutakuseisaku@city.akitakata.lg.jp](mailto:jyuutakuseisaku@city.akitakata.lg.jp)